

災害時における心理ケアに関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形県臨床心理士会（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者に対して行う心理ケア（以下「心理ケア」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の被災者対策の一環として、甲が行う心理ケアに対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲は、心理ケアを実施する必要が生じた場合は、乙に対して心理ケアのための臨床心理士等（以下「心理ケア従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

（心理ケア計画）

第3条 乙は、甲の心理ケア従事者の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、心理ケアの計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 心理ケア計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 心理ケア従事者の編成計画
- (2) 心理ケア従事者の心理ケア活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) その他必要な事項

（心理ケア従事者の派遣要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定に基づき乙に派遣を要請するときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣先の場所
- (4) 派遣者数
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

（業務の内容）

第5条 心理ケア従事者は、原則として、避難所及び仮設住宅において、次に掲げる心理ケア活動を行うものとする。

- (1) 被災者に対する心理ケア
- (2) その他状況に応じた必要な措置

（心理ケア従事者の輸送）

第6条 甲は、被災者への心理ケアが円滑に実施できるよう、心理ケア従事者の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

（指揮命令）

第7条 現地での指揮命令及び心理ケア活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(診察費)

第8条 避難所、仮設住宅における心理ケア費用は、無料とする。

(費用の弁償)

第9条 甲の要請に基づいて派遣した場合における心理ケア従事者の編成及び派遣に要する費用は、甲が負担するものとする。

(心理ケア従事者への災害補償)

第10条 甲は、心理ケアに従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年12月25日山形県条例第66号)」に定めるところによりその損害を補償する。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年3月27日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市小白川町一丁目4-12
山形大学教職研究総合センター佐藤研究室内
山形県臨床心理士会会長 野口 敏信